次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
一・二　略	一・二　同上
三　略	二の二　同上
四・五　略	三・四　同上
六　略	四の二　同上
七～十三　略	五～十一　同上
十四　秋田地区	十二　秋田地区
秋田県秋田市飯島字古道下川端二百十七番地の三、二百十七番地の九、二百十九番地の四及び二百二十番地の七、字堀川八十三番地の二並びに字砂田二十六番地の六及び二十六番地の七、土崎港相染町字土浜二十番地の一及び二十番地の六、字浜ナシ山六番地の二十三、七番地の四、七番地の六、七番地の七、八番地の一、八番地の二、九番地の二及び九番地の四、字大浜一番地の一、九番地の一から九番地の三まで及び九番地の十一並びに字中島下六十一番地の三十九並びに寺内字後城三百二十二番地の九まで並びに字大小路二百七番地の六から二百七番地の十二まで及び二百七番地の二十九の区域	秋田県秋田市飯島字古道下川端二百十七番地の三、二百十七番地の六、二百十七番地の八、二百十七番地の九、二百十七番地の二十四、二百十七番地の二十八、二百十七番地の三十九、二百十七番地の四十四から二百十七番地の四十九まで、二百十七番地の七十五、二百十八番地、二百十九番地の四及び二百二十番地の七、字堀川八十三番地の二並びに字砂田二十六番地の六及び二十六番地の七、土崎港相染町字土浜二十番地の一及び二十番地の六、字浜ナシ山六番地の二十三、七番地の三、七番地の四、七番地の六、七番地の七、八番地の一、八番地の二、九番地の二及び九番地の四、字大浜一番地の一、九番地の一から九番地の三まで及び九番地の十一並びに字中島下六十一番地の三十九並びに寺内字後城三百二十二番地の九まで並びに字大小路二百七番地の六から二百七番地の十二まで及び二百七番地の二十九の区域
十五　略	十三　同上
十六　いわき地区	十四　いわき地区
福島県いわき市の次の区域	福島県いわき市の次の区域
(1)～(3)　略	(1)～(3)　同上
(4)　錦町徳力四番地の四、五十三番地の四及び五十三番地の七、落合十六番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十四番地、七十六番地の一から七十六番地の三まで、七十七番地、七十八番地、七十九番地の一、七十九番地の三から七十九番地の五まで、八十番地、八十一番地、八十二番地の一、八十二番地の二、八十八番地の三、九十四番地の一、九十五番地の三、九十五番地の四、九十六番地から九十八番地まで、九十九番地の一、九十九番地の二、百番地から百二番地まで、百二番地の二、百三番地から百五番地まで、百六番地の一、百六番地の二、百七番地の二、百八番地の二、百八番地の三、百九番地の一、百九番地の三、百九番地の四、百十五番地、百十七番地の二、百二十番地、百二十一番地、百二十二番地の一、百二十二番地の二、百二十三番地から百二十六番地まで、百三十五番地の四、百三十六番地の一、百三十七番地の二、百七十七番地の三、百八十番地から百八十四番地まで、百八十七番地、百八十九番地の二、百八十九番地の三、百九十番地、百九十一番地、百九十二番地の二、百九十七番地の三、百九十八番地の二及び百九十九番地、堰下一番地の一、五十三番地の一から五十三番地の七まで、五十五番地の一、五十五番地の五、五十六番地、五十九番地、七十二番地及び七十三番地、曲田十七番地の三、四反田一番地の一、一番地の四、一番地の六、一番地の十、一番地の十一から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の二、二番地の四、二番地の五、三番地の一、三番地の二、四番地の一、四番地の二、五番地の一、五番地の二、六番地の一、六番地の二、七番地の一、七番地の四、八番地の一、九番地の一、九番地の四、九番地の五、二十四番地から三十番地まで、三十一番地の一、三十一番地の二、三十二番地の一、三十二番地の二、三十三番地の一から三十三番地の三まで、三十四番地の一、三十四番地の四、三十四番地の五、三十五番地	(4)　錦町徳力四番地の四、五十三番地の四及び五十三番地の七、落合十六番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十四番地、七十六番地の一から七十六番地の三まで、七十七番地、七十八番地、七十九番地の一、七十九番地の三から七十九番地の五まで、八十番地、八十一番地、八十二番地の一、八十二番地の二、八十八番地の三、九十四番地の一、九十五番地の三、九十五番地の四、九十六番地から九十八番地まで、九十九番地の一、九十九番地の二、百番地から百二番地まで、百二番地の二、百三番地から百五番地まで、百六番地の一、百六番地の二、百七番地の二、百八番地の二、百八番地の三、百九番地の一、百九番地の三、百九番地の四、百十五番地、百十七番地の二、百二十番地、百二十一番地、百二十二番地の一、百二十二番地の二、百二十三番地から百二十六番地まで、百三十五番地の四、百三十六番地の一、百三十七番地の二、百七十七番地の三、百八十番地から百八十四番地まで、百八十七番地、百八十九番地の二、百八十九番地の三、百九十番地、百九十一番地、百九十二番地の二及び百九十九番地、堰下一番地の一、五十三番地の一から五十三番地の七まで、五十五番地の一、五十五番地の五、五十六番地、五十九番地、七十二番地及び七十三番地、曲田十七番地の三、四反田一番地の一、一番地の四、一番地の六、一番地の十、一番地の十一から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の二、二番地の四、二番地の五、三番地の一、三番地の二、四番地の一、四番地の二、五番地の一、五番地の二、六番地の一、六番地の二、七番地の一、七番地の四、八番地の一、九番地の一、九番地の四、九番地の五、二十四番地から三十番地まで、三十一番地の一、三十一番地の二、三十二番地の一、三十二番地の二、三十三番地の一から三十三番地の三まで、三十四番地の一、三十四番地の四、三十四番地の五、三十五番地